

議案第 24 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡誠志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 18 号から第 28 号までを次のように改める。

⑯から⑰まで 削除

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。